

通学費補助・給付制度について（お知らせ）

大津市教育委員会事務局 学校教育課

公共交通機関を利用して通学される方で、以下の距離要件を満たす場合、通学費の補助・給付制度があります。（学校選択制や指定校変更で通学する場合は補助されません。）

- （１）遠距離通学者通学費補助金制度（通学距離3km 以上・補助率 1/2 未満又は 3/4 未満）
- （２）就学援助費給付制度（通学距離小学校4 km以上・中学校6 km以上・実費額）
- （３）特別支援教育就学奨励費制度（距離要件なし・実費額）

つきましては、各制度から通学費の補助・給付をするにあたり、定期券・IC カード等の利用について、次のとおりお知らせします。

1. 通学定期券を利用される場合

(1)通学定期券の購入について

電車・バス通学区域の児童生徒は、学校の通知に基づき必要な手続きを経て定期券を購入してください。

2. IC カード等を利用される場合

利用実績の確認書類の提出がない場合は、補助・給付ができませんので、利用にあたっては、ご注意ください。

(1) .IC カード等利用の場合について

電車・バス通学区域の児童生徒で、IC カード等を利用して通学される場合、毎月の利用実績（利用者氏名・利用日・通学に係る1か月の利用実績額等）が客観的に確認できる書類の提出が必要です。各月分を保管いただき、各学期終了後に学校へ提出してください。

なお、通学に係る1か月の利用実績額が1か月の通学定期代を超えない場合は、補助されませんのでご注意ください。

(2) IC カードの利用実績書類の保管について

補助・給付に必要な IC カードの利用実績書類について、過去の記録データが上書きされる場合がありますので、毎月保管しておいてください。提出できない場合は補助・給付できません。